

別表八(一)

「5」欄、「19」欄又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業
年度

法人名

別表八(一)

平二十六・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1

「43」欄には、「43」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含めます。

「50」欄は、証券投資信託（公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。）の収益の分配については、「42」欄の証券投資信託の区分に応じ、その収入額の

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (38の計)	1	円
受取配当等の額 (41の計)	2	
当期に支払う負債利子等の額	3	
連結法人に支払う負債利子等の額	4	
特別利子の額	5	
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「25」のうち多い金額)	6	
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)	7	
計	8	

「5」欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(当年度実績により負債利子等の額を計算する場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄:「00279」
- ③ 「適用額」欄:当該別表八(一)「5」欄の金額(円単位)

基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (38の計)	16	円
受取配当等の額 (41の計)	17	
当期に支払う負債利子等の額	18	
特別利子の額	19	
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額又は関連者等に係る支払利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)「25」のうち多い金額)	20	
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)	21	
計 (18) - (19) - (20) + (21)	22	
平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	23	
同一の各事業年度の関係法人株式等計額	24	
合計額	25	
等	26	円
額	27	
式等	28	
負債利子控除割合 (28) (23) (小数点以下3位未満切捨て)	29	
受取配当等の額から控除する負債利子等の額	30	円

「19」欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例(基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄:「00279」
- ③ 「適用額」欄:当該別表八(一)「19」欄の金額(円単位)

「42」欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の6第1項」
- ② 「区分番号」欄:「00278」
- ③ 「適用額」欄:当該別表八(一)「42」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の同表「45」欄の金額の合計額(円単位)

法人名	本店の所在地	効力発生 日までの 保有期間	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に 算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (39) - (40)
				39	40	41
計						
その他株式等	本店の所在地 証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別			受取配当等の額 (その収入額 × $\frac{100.50 \text{ 又は } 25}{100}$)	左のうち益金の額に 算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (43) - (44)
	42			43	44	45
計						